

給実甲第1339号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第470号の一部改正について（通知）

給実甲第470号（行政職俸給表(二)在級期間表において別に定めることとされている要件による職務の級の決定について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第6の行政職俸給表(二)在級期間表の適用を受ける職員のうち、次の表の職員欄に掲げる職員の職務の級をそれぞれ当該職員欄に対応する職務の級欄に掲げる職務の級に決定しようとする場合におい	人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第6の行政職俸給表(二)在級期間表の適用を受ける職員のうち、次の表の職員欄に掲げる職員の職務の級をそれぞれ当該職員欄に対応する職務の級欄に掲げる職務の級に決定しようとする場合におい

て、その者の経験年数（新たに職員となった者以外の者にあつては、その決定しようとする日に新たに職員となったものとした場合の経験年数をいう。以下同じ。）及び号俸等がそれぞれ当該職務の級欄に対応する要件欄に掲げる要件を満たすときは、行政職俸給表(二)在級期間表において別に定めることとされている要件に従ったものとして、規則第11条第4項若しくは第5項、第20条第4項前段（同条第6項の規定により読み替えられる場合を含む。）若しくは第5項、第25条第1項又は第27条第1項の規定により当該職務の級に決定することができる。

職員	職務の級	要件
(略)	(略)	(略)
自動車	(略)	(略)
運転手等	行政職俸給表(二)4級	1・2 (略) 3 行政職俸給表(二)3級 57号俸以上の号俸を受けている

て、その者の経験年数（新たに職員となった者以外の者にあつては、その決定しようとする日に新たに職員となったものとした場合の経験年数をいう。以下同じ。）及び号俸等がそれぞれ当該職務の級欄に対応する要件欄に掲げる要件を満たすときは、行政職俸給表(二)在級期間表において別に定めることとされている要件に従ったものとして、規則第11条第4項若しくは第5項、第20条第4項前段（同条第6項の規定により読み替えられる場合を含む。）若しくは第5項、第25条第1項又は第27条第1項の規定により当該職務の級に決定することができる。

職員	職務の級	要件
(略)	(略)	(略)
自動車	(略)	(略)
運転手等	行政職俸給表(二)4級	1・2 (略) 3 行政職俸給表(二)3級 61号俸以上の号俸を受けている

		こと。			こと。
守衛等	行政職俸 給表(二)2 級	1 (略) 2 行政職俸 給表(二)1級 <u>4 5号俸</u> 以 上の号俸を 受けている こと。	守衛等	行政職俸 給表(二)2 級	1 (略) 2 行政職俸 給表(二)1級 <u>6 1号俸</u> 以 上の号俸を 受けている こと。
	(略)	(略)		(略)	(略)
用務員 等	行政職俸 給表(二)2 級	1・2 (略) 3 行政職俸 給表(二)1級 <u>6 1号俸</u> 以 上の号俸を 受けている こと。	用務員 等	行政職俸 給表(二)2 級	1・2 (略) 3 行政職俸 給表(二)1級 <u>7 7号俸</u> 以 上の号俸を 受けている こと。
備考	(略)		備考	(略)	

以 上